

平成 21 年 4 月 10 日
上海産業情報センター
駐在員 吉田 真樹

中国の外貨管理強化をめぐる動きについて

中国の外貨管理が厳格化しています。輸出外貨を受取る際の取引実体の確認を厳格化し、輸出代金と偽ったホットマネーの流入を防ぐことを目的としています。

具体的には、中国国家外貨管理局より、輸出外貨の受取、輸出前受け^{*1}、輸入延払^{*2}について新たな規定が発表され、中国の外貨管理が一層厳しいものとなっています。日本本国をはじめとする中国以外の国との間で、外貨（人民元以外の通貨）の受入を行う日系企業への影響が懸念されます。中国政府による制度改正の概要を報告するとともに、ジェットロ上海センター進出企業支援センターアドバイザーからの情報をもとに日系進出企業に生じる影響や対応策を報告します。

1. 外貨管理についての新設規定

2008 年 7 月に中国国家外貨管理局に発表された内容によると、従来の規定に、以下の部分が増加されました。これを機に外貨受け取りの手続きが複雑になり、管理が厳格化しています。

(1) 輸出外貨の受取

新しいルールでは、日本などの外国（中国以外）に対して輸出を行った際の輸出代金の受取については、まず「輸出外貨受取照合・審査待ち口座」に一旦入金しなければなりません。その後、当該口座から資金を引き出す、または人民元転換をするためには、まず“中国電子口岸操作 IC”カードを銀行側に提出し、銀行側が「輸出外貨受取・人民元転換オンライン照合・審査システム」によって輸出取引の裏付けの確認をする必要があります。確認終了後、輸出外貨受取額の算定がなされると、そこで初めて資金の引き出し、または人民元転換ができるようになります。

(2) 輸出前受け

上記の口座管理に加えて、すべての前受金については「貨物貿易項目下外債」の登録を行わなければならないとなりました。また登記可能な金額は、前年度輸入支払総額累計全体の 25%以内に制限されることになりました。

(3) 輸入延払

また通関後 90 日を超える延払についても、「貨物貿易項目下外債」の登録を行わなけれ

ばなりません。同様に登記可能な金額は、全体で前年度累計の輸入支払総額の25%以内に制限されることになります。

上記の(1)(2)は今回新たに設立された制度です。(3)については、新設ではなく外貨管理局の2005年8号と74号の規定にすでにあるものですが、従前は、90日以上・50万ドル以上の延払、または180日以上・20万ドル以上の延払に対して登記制度が実行されていたのに対して、今回の規定では、延払登記の金額基準を取り消し、期間基準を一律90日に統一し、登記義務の範囲をさらに拡大させたものです。

また登記限度額については現行の輸入延払登記の「残高」が前年度累計の輸入支払総額に対する算定基準になっていたのに対し、今後は「登記累計額」が輸入支払総額に対する算定基準となり、総額の25%に制限されることになっています。

2008年7月2日に公布された規定では一旦、企業の前受金及び延払金の制限を10%としましたが、その後経済不況の進展に伴い、輸出促進を図るために、2008年12月23日に外貨管理局は「企業の貨物貿易項目下での外債登記管理の整備の関連問題に関する国家外貨管理局の通知」を公布し、限度額を10%から25%までに緩和し、3万ドル以下の前受金または延払金については割合制限に含めないとして、制限を一部緩めています。

中国国内企業の貿易取引での対外債務については、実際には、外貨管理局の貿易貸付登記管理システム(www.safescv.gov.cn)上で登録・登記することになります。登記手続きには契約登記、引出登記手続き(企業が行う)と抹消手続き(銀行が行う)が含まれています。企業が引出登記を行った後、銀行が当該登記について確認し、システム上で確認された金額に対してのみ、初めて、銀行は関連の外貨決済支払いなどの外貨処理を行います。



图 1 貿易貸付登記管理システム (www.safescv.gov.cn)

用語説明：

* 1 輸出前受け：貨物輸出契約上で定められた外貨受取り期日が契約上の輸出期日より早いもの、または実際の外貨受取り期日が実際の輸出通関申告期日より早い外貨受取りをいう。

* 2 輸入延払：契約上で定められた支払期日が契約上の輸入期日より 90 日間以上遅いもの、または実際の外貨支払期日が実際の輸入通関申告期日より 90 日間以上遅い外貨支払をいう。

2．外貨管理を厳格化した背景

中国は元々、外貨の保有が極めて少ない国でした。その後打ち出された改革開放を経て、成長促進を目的とする外貨獲得の促進が図られ、様々な政策が講じられました。その結果中国は、近年の急速な経済発展を遂げましたが、その一方で急激なインフレなど、反作用が生じているのはご周知の状況です。中国政府は成長の持続とインフレの抑制を図るべく、元高水準を容認する姿勢を示し、対ドル相場に対する元切り上げを決定して以後、為替差益を求めるような外貨の流入が拡大し、いわゆるホットマネー懸念が増大しました。

前受金、延払金などの名目で、貿易取引という名目で流入する資金が、本当に名目通りの資金であるかどうかをチェックするために、上述のように外貨管理についての規定が新設または修正され、対外債権債務の管理が強化される結果となりました。

3．日系進出企業への影響

今回延払登記の対象拡大（「通関後 180 日以上」から「通関後 90 日超」）や登記限度額の縮小（「年度残高管理」から「年度累計額管理」）により、企業の資金調達の環境は厳しくなっています。

また、輸出受取外貨の口座人民元転換・引き出しの手続きが増えたため、これまでより海外送金から資金利用可能まで時間がかかることになり、これも、資金調達の厳しさに拍車をかけている状態です。

発布後、資金調達に苦慮する企業からの訴えが相次いだこともあり、延払支払額が前年の輸入支払額の 25% を超えてしまった場合、信用状況がよく外貨管理上の違反履歴がない企業については、特別な事情を所在地の外貨管理局・外債課に申請することで、延払基礎比率を増加することが可能になっています。この点については管轄の外貨管理局に問い合わせをしてみる必要があります。また増額の申請が受理されても、前回増加申請した期間から最低 3 ヶ月を経過していない場合、延払限度額を使い切ると延払は一切できなくなるのでさらに注意が必要です。

4．管理強化に対する対応策

今回の管理強化に対しては、これと言った直接的な対応策がないのが現状ですが、リスクヘッジとして、具体的には以下のような方策をとっておくことが考えられます。

売掛金を早期に回収する

送金の方法を D/A から L/C 決済へ変更する

信用状付き荷為替手形による決済（L/C 決済）では、輸入者の依頼を受けた輸入者の取引銀行が、輸出者が一定の船積書類を提出することを条件として、輸出地の銀行経由で輸出者に代金を支払うことが約束される形の決済のことで、手数料がかかりますが、即座に代金回収ができるというメリットがあります。

一方、信用状のない荷為替手形による決済（D/A 決済）では、輸入者が輸入地銀行からの荷為替手形の呈示に対して、一定の猶予期間の後に支払う約束のもとで船積書類を受け取ることができるものですが、輸出地の銀行では取り立て扱いするのが原則で、輸出者への支払いは、輸出地銀行が輸入地銀行から代金支払いを受けてから行われるので、輸出者にとっては、代金回収にタイムラグが発生します。より迅速な資金回収を図るために、L/C 決済へ振り替えるなどの手段が有効です。

借入の拡大

銀行からの借入を拡大することで資金調達に余裕ができます。外貨の場合、中国の銀行は外債枠に余裕がないため、あまり期待できませんが、人民元については、延払に対応するための資金があり、人民元建てで調達することが可能です。特に中国系の銀行は現在、政府による積極的な支援策もあり、貸し出し意欲が旺盛です。ただし、親会社保証では借り入れることができないので、担保が必要になるため注意が必要です。

リースバック

設備をリース会社に売却して資金を調達することが可能です。その後、売却した設備はリース会社からリースバックしてそのまま継続使用することが可能です。

外貿公司（商社）の利用

これまでの貿易業務を、中国国内における商社の拠点とのやりとりに転換することで、代金と貨物の移動は中国国内に限定されるようになり、輸入者にとっては、代金の支払いが延払登記の対象外になります。ただし実際には、外貿公司（商社）が海外の企業との間で貿易業務を行うので、外貿公司（商社）に資金力があることを確認しておく必要があります。

今度の新設政策は主に資金調達の額と期間について影響が出ています。資金準備の多くない中小企業にとっては当面、切迫した資金管理と資金調達の状況が続くことが予想されます

今回の制度改正の中身を十分理解し、かつ正当な対応策を取っていくことが求められます。

(参考資料) 関連法規

「輸出外貨回収人民元転オンライン照合調査弁法」(匯発[2008]29号、2008年7月2日公布)

「企業貨物貿易項目下での外債登記管理の実行の関連問題に関する通知」(匯発[2008]30号、2008年7月2日公布、10月1日施行)

「輸出外貨回収人民元転オンライン照合調査弁法実施の関連問題に関する通知」(匯発[2008]31号、2008年7月2日公布)

「輸出貨物通関申告書に基づく輸出代金外貨回収及び人民元転手続きに関する通知」(匯発[2008]118号、2008年7月18日)

「輸出代金外貨回収及び人民元転オンライン審査での金融機構コードに関する通知」(匯発[2008]119号、2008年7月22日)

「過渡期における輸出前受金人民元転又は振替に関する通知」(匯発[2008]120号、2008年7月21日)

「輸出と代金外貨回収の主体が異なる状況下でのオンライン審査実施に関する通知」(匯発[2008]122号、2008年7月28日)

「輸出代金外貨回収及び人民元転と輸入通関のオンライン監査システムに関する通知」(匯発[2008]123号、2008年7月25日)

「外貨管理条例」(国务院令第532号、2008年8月5日公布、施行)

「輸出受取外貨元転ネットワーク審査操作規定に関する通知」(匯発[2008]42号、2008年9月12日)

「貿易金融登記管理システム(延払部分) 操作手引き」(匯発[2008]157号、2008年9月26日公布)

「長江デルタ地域における貿易輸入に関わる遠隔地での対外支払届改革試行通知」(蘇匯発[2008]75号、2008年10月6日公布)

「貿易における対外債権を登記管理することの管理問題に関する通知」(匯発[2008]56号、2008年10月30日公布)

「貿易貸付登記管理システム(前払) 操作手引きの公布に関する通知」(匯発[2008]174号、2008年11月5日公布)

「貿易貸付登記管理システム(延払) 操作手引きの公布に関する通知」(匯発[2008]176号、2008年11月15日公布)

「サービス貿易等項目の対外支払い納税証明提出についての通知」(匯発[2008]64号、2008年11月25日公布、2009年1月1日施行)

「経済発展を促進するための当面の金融に関する若干の意見」(国弁発[2008]126号、2008年12月8日公布)

「サービス貿易等項目の対外支払い納税証明発行管理弁法配布についての通知」(国税発[2008]122号、2008年12月18日公布、2009年1月1日施行)

「貿易取引下における外債登記管理改善の関連問題に関する通知」(匯発[2008]73号、2008年12月23日公布、施行)